

資治通鑑 第 229 卷

【唐紀四十五】 起昭陽大淵獻十一月，盡闕逢困敦正月，不滿一年。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 經子史部 第 13 卷 117p

德宗神武聖文皇帝四建中四年（癸亥， 7 8 3 年）

【奉天攻防戦、李懷光の奮闘、李晟は西遷】

■十一月，丁亥(23)，隴州を以て奉義軍と為し，**皋**を擢^こんで節度使と為す。**泚**も又た中使の**劉海廣**をして**皋**に鳳翔節度使を許さ使む。**皋**は之を斬る。

■**[朱泚の奉天攻撃]**靈武(靈武節度使は靈州に治す)留後の**杜希全**、鹽州(五原県に治す)刺史の**戴休顔**、夏州(朔方県に治す)刺史の**時常春**は渭北節度使(本は坊州に治す、時に徙りて鄜州に治す)の**李建徽**に會し、兵萬人を合わせて入り援け、將に奉天に至らんとす、上は將相を召して道の從りて出ずる所を議す。**關播**、**渾瑊**は曰く、「漠谷(奉天城の西北)の道は險狹なり、恐らくは賊の邀える所と為る。若かず乾陵の北より過ぎ、柏城(山陵には柏を樹えて行成し、以て陵寢を遮る)に附き而して行き、城の東北の雞子堆に營し、城中と犄角して相い應じ、且つ賊勢を分けん。」

盧杞は曰く、

「漠谷は路近し、若し賊の邀える所と為れば、(13-118p)則ち城中より兵を出して應接するも可也。倘し乾陵に出れば、恐らくは陵寢を驚かさん。」

瑊は曰く、

「**泚**が城を圍(続は攻)むより、乾陵の松柏を斬り、夜を以て晝に繼ぎ、其の驚くこと多し矣。今城中危急にして、諸道の救兵未だ至らず、惟だ**希全**等のみ來たる、繋る所輕きに非ず、若し要地に營據するを得れば、則ち**泚**は破る可からん也。」

杞は曰く、

「陛下は師を行る、豈に逆賊に比せんや！若し**希全**等をして之を過ぎ令めば、是れ自ら陵寢を驚ろかすなり。」

上は乃ち**希全**等に命じて漠谷より進ましむ。丙子(12)，**希全**等の軍は漠谷に至り、果たして賊の邀える所と為り、高きに乗りて大弩、巨石を以て之を撃つ、死傷は甚だ衆し。城中は兵を出して應接し、賊の敗る所と為る。是の夕、四軍は潰え、退きて邠州を保つ。**泚**は其の輜重を城下に関し、從官は相い視て色を失う。**休顔**は、夏州の人也。**泚**は城を攻めること益だ急なり、塹を穿ちて之を環らす。**泚**は帳を乾陵に移し、下に城中、動靜を見皆な之を見る。時に遣使して城を環らしめ士民を招誘し、其の天命を識らざるを笑う。

■**[李晟は西に帰る]**神策河北行營節度使の**李晟**(727 年-793 年)の疾(この年五月に疾甚だしく、易州より還りて定州を保つ。前卷にあり)は愈え、上が奉天に幸すと聞き、衆を帥いて將に命に奔らんとす。**張孝忠**は**朱滔**、**王武俊**に迫られ、**晟**に倚りて援と為し、**晟**の行くを欲せず、數々之を沮止す。**晟**は乃ち其の子の**憑**を留め、**孝忠**の女を娶りて婦と為ら使め、又た玉帶を解いて**孝忠**の親信に賂し、之を説か使む。**孝忠**は乃ち**晟**の西に歸るを聽し、大將の**楊榮國**を遣わして銳兵六百を將いて**晟**と俱にせしむ。**晟**は兵を引いて飛狐道(直隸省保定道涑源県の北、隋に飛狐県、現・河北省保定市涑源県)に出で、晝夜兼行し、代州に至る。丁丑(13)，**晟**に神策行營節度使を加える。

■[王武俊は恆州に歸る]王武俊、馬寔は趙州(現・河北省石家庄市趙県)を攻め克たず。辛巳(17)、寔は瀛州(現・河北省滄州市河間市)に歸り、武俊は之を送ること五里、犒贈は甚だ厚し。武俊も亦た恆州(現・河北省石家庄市正定県)に歸る。

■上之出でて奉天に幸する也、陝虢觀察使の姚勗[易文]は軍事を以て都防禦副使の張勸に委ね、去りて行在に詣る。勸は兵を募りて數萬人を得る。甲申(20)、勸を以て陝虢節度使と為す。

■[帝の不徳を恥ず]朱泚は奉天を攻圍すること月を経、城中の資糧は俱に盡きる。上は嘗て健歩(急脚子、速足)を遣わして城を出でて賊を覘わしめ、其の人は懇ろに苦寒を以て辭と為し、跪き奏して一襦袴(褲袴×、短衣のこと)を乞う。上は之が為に尋求し獲ず、竟に憫默(その寒きを矜み、辭無し)し而して之を遣る。時に供御才に糯米二斛有り、毎に賊之休息するを伺い、夜、人を城外に縫し、蕪菁(かぶら)の根を採り而して之を進める。上は公卿將吏を召して謂って曰く、

「朕は不徳を以て、自ら危亡に陥ち、固より其れ宜也。公の輩は無罪なり、宜しく早く降りて、以て室家を救うべし。」

群臣は皆な頓首して流涕し、死力を盡くすを期し、故に將士は困急すると雖も而して銳氣は衰えず。

■[李懷光の救援]上之奉天に幸する也、(魏県行營)糧料使の崔縱は李懷光に勸め入りて援け令む、懷光は之に従う。縱は悉く軍資を斂め懷光と皆な來たる。懷光は晝夜倍道し、河中に至り、力疲れ、兵を休むこと(13-118p)三日。河中尹の李齊運は力を傾けて犒宴し、軍士は尚ほ遷延せんと欲す。崔縱は先ず貨財を輦して渡河し、衆に謂って曰く、

「河西(開元八年に河東県を析き、蒲津より以西を河西県とす)に至れば、悉く以て分賜せん。」

衆は之を利とし、西に蒲城に屯し、衆五萬有り。齊運は、惲(蔣王惲は太宗の子)之孫也。

■[李晟軍の拡大]李晟は行々且つ兵を収め、亦た蒲津より濟り、東渭橋に軍す。其の始め卒四千有り、晟は撫御に善く、士卒と甘苦を同じくし、人は樂しみて之に従い、旬月の間に萬餘人に至る。

■[尚可孤の藍田進出]神策兵馬使の尚可孤は李希烈を討ち、三千人を將いて襄陽に在り、武關より入援し、七盤(古の繞雷の險)に軍し、泚の將の仇敬(仇敬忠)を敗り、遂に藍田を取る。可孤は、宇文部之別種也。

■[駱元光は東を制する]鎮國軍(肅宗の上元元年に華州に置く)副使の駱元光は、其の先は安息人なり、駱奉先は養いて以て子と為し、兵を將いて潼關を守ること十年に近く、衆の服する所と為る。朱泚は其の將の何望之を遣わして華州を襲わしめ、刺史の董晉は州を棄てて行在に走る。望之は其の城に據り、將に兵を聚めて以て東道を絶たんとす。元光は關下の兵を引いて望之を襲い、走りて長安に還る。元光は遂に華州に軍し、士卒を召募し、數日、萬餘人を得る。泚は數々兵を遣わして元光を攻め、元光は皆な撃ちて之を卻け、賊は是に由り東に出ずる能わず。上は即ち元光を以て鎮國軍節度使と為し、元光は乃ち兵二千を將いて西に昭應に屯す。

■馬燧は其の行軍司馬の王權及び其の子の匯を遣わして兵五千人を將いて入援せしめ、中渭橋に屯す。

■[朱泚は長安のみ支配、奉天猛攻]是に於いて泚の黨の據る所は惟だ長安而して已み、援軍游騎は時に望春樓(長樂城に近く、廣雲潭に臨む。玄宗の立てる所なり)の下に至る。李忠臣等は屢々兵を出して皆な敗れ、救いを泚に求め、泚は民間が弊に乗じて之を抄めんことを恐れ、遣る所の兵は皆な晝伏し夜行く。泚は内に長安を以て憂いと為す、乃ち急に奉天を攻め、僧法堅をして雲梯を造ら使め、高廣各々數丈、裏むに兕(色は野牛の如くにして青し。一説に雌犀なりと。ここに兕革というのは蓋し牛皮なり)革を以てし、下に巨輪を施し、上は壯士五百人を容れる。城中は之を望みて恐懼す。上は以て群臣に問い、渾瑊、侯仲莊は對えて曰く、

「臣は雲梯を觀るに勢いは甚だ重し、重ければ則ち陥り易し。臣は請う其の來たる所を迎え地道を鑿ち、薪を積み火を蓄え以て之を待たん。」

神武軍使の**韓澄**は曰く、

「雲梯は小伎なり、上の聖慮を勞するに足らず、臣は請う之を御がん。」

乃ち梯之^{むか}係う所を度り、城の東北の隅三十歩を廣め、多く膏油松脂薪草を其の上に儲う。丁亥(23)、**泚**は兵を盛んにし鼓噪して南城を攻め、**韓游瑰**は曰く、

「此れ吾が力を分けんと欲する也。」

乃ち兵を引いて嚴に東北に備える。戊子(24)、北風は甚だ迅く、**泚**は雲梯を推し、上に濕氈を施し、水囊を懸け、壯士を載せて城を攻め、翼するに輜輶(攻城車)を以てし、人を其の下に置き、薪を抱き土を負い塹を填め而して前み、矢石火炬も傷つける能わざる所なり。賊は兵を並せて城の東北隅を攻め、矢石は雨の如く、城中の死傷者は勝げて數う可からず。賊は已に城に登る者有り、上は**渾瑊**^{こんかん}と對して泣く、群臣は惟だ首を仰ぎて天に祝(祈る)る。(13-120p) 上は無名告身(即ち空名告身。功有る者は、姓名を書填し、以て之に授ける)御史大夫、實食(官封を食するなり)五百戸より以下千餘通を以て**瑊**に授け、敢死の士を募りて之を御が使め、仍ほ御筆を賜い、其の功之大小(在小×)を視て名を書せ使め、之に告身を給し、足らざれば則ち其の身に書せしめ、且つ曰く、

「今は便ち卿と別れる。」(渾瑊が死戦することを期し望む)

瑊は俯伏流涕し、上は其の背を拊で、歔歔して自ら勝えず。時に士卒凍餒し、又た甲冑に乏(逐×)し、**瑊**は撫諭(扶諭×)し、激ますに忠義を以てし、皆な鼓噪して力戦す。**瑊**は流矢に中たり、進み戦いて輟まず、初めより痛めを言わず。會々雲梯は地道(渾瑊が迎撃のために穿つ)を輾^まり、一輪は偏陷し、前卻する能わず、火は地中より出(迎撃の爲の用意)、風勢も亦た回る、城上の人^は草炬を投じ、松脂を散じ、沃ぐに膏油を以てす、歡呼は地を震う。須臾にして、雲梯及び梯上の人皆な灰燼と為り、臭は數里に聞こゆ、賊は乃ち引き退く。是に於いて三門(時に朱泚は奉天の東南北三面を攻める)は皆な兵を出し、**太子**は親ら督戦し、賊徒は大敗し、死者は數千人。將士の傷つく者は、**太子**は親ら為に瘡を裹む。夜に入りて、**泚**は復た來たりて城を攻め、矢は御前三歩に及び而して墜ち、上は大いに驚く。

■[密使の張韶は奉天に到達] **李懷光**は蒲城より兵を引いて涇陽に趣き、北山に並い而して西し、先ず兵馬使の**張韶**を遣わして微服して間行して行在に詣らしめ、表を蠟丸に藏す。**韶**は奉天に至り、賊は方に城を攻めるに値し、**韶**を見、以て賤人と為し、之を驅り民と俱に塹を填め使む。**韶**は間を得、塹を逾えて城下に抵り呼びて曰く、

「我は朔方軍の使者也。」

城上の人^は繩を下して之を引き、登る比おい、身に數十矢中たり、表を衣中に得而して之を進む。上は大いに喜び、**韶**を^よ昇して以て城の四隅に^{とな}徇い歡聲は雷の如し。癸巳(29)、**懷光**は**泚**の兵を豊泉に敗る。**泚**は之を聞き懼れ、兵を引いて遁れて長安に歸る。衆は以為えらく、**懷光**が復た三日至らざれば、則ち城は守れずと矣。

■[陛下の性太急、奉天補給] **泚**は既に退き、從臣は皆な賀す。汴滑行營兵馬使の**賈隱林**は進言して曰く、
「陛下の性は太だ急にして、物を容れる能わず、若し此の性未だ改まらざれば、**朱泚**が敗亡すると雖も、憂い未だ艾きざる也！」

上は以て忤うと為さず、甚だ之を稱す。侍御史の**万俟著**は金、商の運路(江淮の財賦を転じ、以て奉天に至る)を開き、重圍は既に解け、諸道の貢賦は繼いで至り、用度は始めて振う。

■**[朱泚は長安で財を尽くす]**朱泚は長安に至り、但だ城守之計を為し、時に人を遣わし城外より來たり、周走して呼びて曰く、

「奉天は破れり矣！」

以て衆を惑わさんと欲す。泚は既に府庫之富に據り、金帛を愛まず以て將士を悦ばせ、公卿の家屬の城に在る者は皆な月俸を給す。神策及び六軍の車駕及び哥舒曜、李晟に従う者は、泚は皆な其の家糧を給す。加えて以て器械を繕完し、日費甚だ廣し。長安の平らぐに及び、府庫は尚ほ餘蓄有り、見る者は皆な有司之暴斂を追怨す焉。

■**[朱泚は長安に孤立]**或は泚に謂って曰く、

「陛下は既に命を受け、唐之陵庫は宜しく復た存すべからず。」

泚は曰く、

「朕は嘗て北面して唐に事え、豈に此を為すに忍びんや！」

又た曰く、

「百官は多く缺けたり、請う兵を以て士人を脅かして之を補せん。」

泚は曰く、

「強いて之に授ければ則ち人懼れる。但だ仕えんと欲する者は則ち之を與えん、何ぞ必ずしも戸を叩き官に拜せん邪！」(13-121p)

泚が用いる所の者は惟だ范陽、神策團練兵(團結の兵。事は225 卷代宗大曆十二年にあり)のみ。涇原の卒は驕り、皆な用を為さず、但だ其の掠める所の資貨を守り、肯えて出で戦わず。又た密に泚を殺さんと謀り、果たさず而して止む。

■**[包囲解除の李懷光を排除]**李懷光の性は粗疏にして、山東より來たりて難に赴き(魏県行營より來りて奉天の難に赴く。魏県は魏州に属し、其の地は河山の東に在り)、數々人と與に盧杞、趙贊、白志貞之奸佞を言い、且つ曰く、

「天下之亂は、皆な此の曹の為す所也！吾は上に見えれば、當に請いて之を誅すべし。」

既に奉天之圍みを解き、自ら其の功を矜り、謂えらく上は必ず接するに殊禮(百僚に絶する禮)を以てす。或は王翽、趙贊を説いて曰く、

「懷光は縁道に憤歎して、以為く、宰相(盧杞)の謀議方に乖^{そむ}き、度支(趙贊)の賦斂煩重に、京尹(王翽)の犒賜は刻薄なり。乘輿播遷を致す者、三臣之罪也。今懷光は新たに大功を立て、上は必ず襟を披^{ひら}き誠を布き、得失を詢訪し、其の言をして入ら使めば、豈に危^殆うからず哉！」

翽、贊は以て盧杞に告げる。杞は懼れ、從容として上に言つて曰く、

「懷光の勲業は、社稷は是に賴り、賊徒は膽を破り、皆な守心無し、若し之をして勝ちに乗りて長安を取ら使めば、則ち一舉にして以て賊を滅す可し、此れ破竹之勢也、今其の入朝を聽せば、必ず當に宴を賜い、留連して累日、賊をして京城に入り、從容として備えを為すを得使めば、恐らくは圖り難からん矣！」

上は以て然りと為す。懷光に詔し直ちに軍を引いて便橋に屯し、李建徽、李晟及び神策兵馬使の楊惠元と期を刻して共に長安を取らしむ。懷光は自ら以えらく、數千里誠を竭くして難に赴き、朱泚を破り、重圍を解き、而して咫尺(貴人に接する)にして天子を見るを得ず、意は殊だ怏怏として、曰く、

「吾は今已に奸臣の排する所と為る、事は知る可し矣！」

遂に兵を引いて去り、魯店(奉天の東南、咸陽陳溝斜の西北に在り)に至り、留まること二日乃ち行く。

【各地の反乱、江南の動静】

■**[張朮の成都の乱鎮圧]**劍南西山兵馬使の張朮^{ちようひ}は部する所の兵を以て亂を作し、成都に入り、西川節度使の張延賞は城を棄てて漢州(武后垂拱二年に、益州を分けて漢州を置く)に奔る。鹿頭(漢州徳陽県にある関、成都の北150里に鹿頭山有り、兩川の要地を扼す)戍將の叱干遂等は之を討ち、朮及び其の黨を斬り、延賞は復た成都に歸る。

■**[陳少游らの江南の確保]**淮南節度使の陳少游は兵を將いて李希烈を討ち、盱眙(漢の県、唐の初め、楚州に属す。建中四年、泗州に属す)に屯し、朱泚が亂を作すを聞き、廣陵に歸り、塹壘を修め、甲兵を繕う。浙江東、西節度使の韓滉は關梁を閉じ、馬牛の境を出るを禁じ、石頭城を築き、井を穿つこと百所に近く、館第數十を繕い、塙壁(當居を塙という、壁は壘)を修め、建業に起こりて、京峴(京峴山は潤州治の東五里)に抵るまで、樓堞は相い屬し、以て車駕の江を渡るに備え、且つ自ら固める也。少游は兵三千を發して大いに江北に關す。滉も亦た舟師三千を發して武を京江(揚子江)に曜かし以て之に應ず。

■**[鹽鐵使の包佶]**鹽鐵使の包佶は錢帛八百萬有り、將に京師に輸らんとす。陳少游は以為えらく、賊は長安に據り、未だ收復を期さず、(13-122p)強いて之を取らんと欲す。佶は可かず、少游は之を殺さんと欲す。佶は懼れ、妻子を案牘中に匿し、急に江を濟る。少游は悉く其の錢帛を収める。佶は守財卒三千有り、少游も亦た之を奪う。佶は才に數十人と俱に上元(昇州に属す、江蘇省金陵道江寧県)に至り、復た韓滉の奪う所と為る。

■**[南方の藩鎮は自衛]**時に南方の藩鎮は各々境を閉じて自ら守り、惟だ曹王の皋(江南西道に節度なり)は數々遣使して道を開いて(統は間道)貢獻す。李希烈は攻めて汴、鄭に逼り、江、淮の路は絶ち、朝貢は皆な宣、饒、荊、襄より武關に趣く。皋は郵驛を治め、道路を平らかにし、是に由りて往來之使いは、通行すること阻げ無し。

【陸贄の諫言採用】

■**[陸贄の上疏]**上は陸贄に問うに當今の切務を以てす。贄は以えらく曩日に亂を致すは、上下之情の通ぜざるに由ると、上に下に接し諫めに従わんことを勧め、乃ち上疏し、其の略に曰く、

「臣は謂うに當今の急務は、群情を審察するに在り、若し群情之甚だ欲する所の者は、陛下は先ず之を行ふべし。甚だ惡む所の者は、陛下は先ず之を去るべし。欲惡は天下と同じく而して天下歸せざる者は、古より今に及び、未だ之れ有らざる也。夫(未×)れ理亂之本は、人心に繋る、況ん乎變故動搖之時に當たり、危疑向背之際に在りては、人之歸する所則ち植ち、人之在(統は去)る所は則ち傾き、陛下は安んぞ群情を審察し、其の欲惡を同じくし、億兆をして歸趣せ使め、以て邦家を靖んぜざる可けん乎！此れ誠に當今之急ぐべき所也。」

又た曰く、

「頃者に竊に輿議(衆の議する所なり)を聞き、頗る群情を究めるに、四方は則ち中外の意乖くを患え、百辟は又た君臣の道隔たるを患う。郡國之志は朝廷に達せず、朝廷之誠は軒陛に升らず。上の澤は下布に闕け、下情上聞に壅がり、實事必ずしも知られず、知事は必ずしも實ならず、上下は其の際に否隔(塞がり隔たる)し、真偽は其の間に雜糅(雜然として區別無き事)し、怨みを聚めて囂囂、謗りを騰げて籍籍たり、疑阻(疑い阻む)無きを欲すとも、其の得可けん乎！」

又た曰く、

「天下之智を總べて以て聰明を助け、天下之心に順いて以て教令を施せば、則ち君臣志を同じくし、何の従わざる有らん！遠邇心を歸し、孰と與にか亂を為さん！」

又た曰く、

「^{おもんばか}慮り愚に而して道に近き有り、事要に而して迂(迂回)に似たる有り。」

疏奏して旬日、上は施行する所無し、亦た詰問せず。贄も又た上疏す、其の略に曰く、

「臣は聞く國を立てる之本は、衆を得るに在り、衆を得る之要は、情を見る(人情を洞見す)に在り。故に仲尼は以^{おも}謂えらく人情者聖王之田(禮記禮運にあり)なり、理道(治道なり)の生ずる所を言う也。」

又た曰く、

「《易》に、乾下坤上を泰と曰い、坤下乾上を否と曰い、上を損じて下を益するを益と曰い、下を損じて上を益するを損と曰う。夫れ天は下に在り而して地は上に處るは、位に於いて乖けり矣、而るに反って之を泰と謂う者、上下交わるが故也。君上に在り而して臣下に處るは、義に於いて順なり矣、而るに反って之を否と謂う者、上下交わざるが故也。上は己を約にし而して人を裕かにすれば、人は必ず悦(続は説)び而して上を奉ぜん矣、豈に之を益と謂わざらん乎！上は人を蔑し而して諸を己に肆にすれば、人は必ず怨み而して上に叛く矣、(13-123p)豈に之を損と謂わざらん乎！」

又た曰く、

「舟は即ち君道なり、水は即ち人情なり。舟は水之道に順いて乃ち浮かび、違えば則ち没す。君は人之情を得れば乃ち固く、失えば則ち危し。是を以て古先聖王之人の上に居る也、必ず其の欲を以て天下之心を従え、而して敢えて天下之人を以て其の欲に従えず。」

又た曰く、

「陛下は習俗以て理を妨げるを憤り(徳宗は強藩の跋扈し、習いて以て俗を成し治を成すに妨あるを憤るを言う)、削平に任じ而して躬に在り、明威を以て照臨し、嚴法を以て制斷し、流弊久しくよりし、浚恆(易の恆の初六に曰く、浚恆貞凶、利する攸無しと。象に曰く、浚恆の凶は、始め深きを求めるなりと。王弼の注に曰く、始め深きを求めるものは深きを求めて底を窮め、物をして余蘊無からしむ。漸以て此れに至るすら、人猶堪えず、而るを況んや萌り深きを求める者をや。此れを以て恆と為せば、施して利する所無きなりと)太だ深し。遠き者は驚き疑い而して命を阻み死を逃るる之亂(続は禍)れ作り、近き者は畏懼し而して容を偷み罪を避ける之態生ず。君臣意は乖き、上下情隔たり、君理を致すを務め、而して下誅夷を防ぎ、臣は將に忠を納れんとす、又た上は欺誕を慮る、故に睿誠は群物に佈かず、物情は睿聰に達せず。臣は往年に於いて曾て御史に任じ(徳宗の初年に陸贄は監察御史と為る)、朝謁を奉ずるを獲、僅に半年ならんと欲し、陛下は嚴邃にして高く居り、未だ嘗て旨を降し臨問せず、群臣は跼蹐して趨退し、亦た事を列し奏陳せず。軒墀之間、且つ未だ相い諭さず、宇宙之廣き、何に由りてか自ら通じん！復た例して使臣に對し(功臣節度及び諸軍使待制する者、例に随いて次を以て對するを謂うなり)、別に宰輔を延く(朝謁の外、別に之を延き、興に天下の事を議するを謂う)と雖も、既に師錫を殊にし(書經堯典に、師は帝に錫ふとあり。師は衆なり。錫は與えるなり)、且つ公言を異にす。未だ行わざる者は則ち戒めるに樞密は論じる勿きを以てし、已に行う者は又た之を遂事は諫めずと謂い、漸く拘礙を生じ、動もすれば猜嫌に涉る、是に由りて人は各々情を隱し、言を以て諱と為し、變亂の將に起こらんとし、億兆は憂いを同じくするに至り、獨り陛下は恬然として知らず、方に謂えらく太平は致す可し。陛下は今日之睹る所を以て往時之聞く所を驗するに、孰んぞ真孰れか虚、何れか得何れか失、則ち事之通塞備に之を詳かにす矣！人之情偽は盡く之を知らん矣！」

■【陸贄との問答】上乃中使を遣わして之を諭して曰く、

「朕の本性は甚だ誠を推すを好み、亦た能く諫めを納れる。將に謂えらく君臣一體にして、全く堤防せず、誠を推して信(続は無し)疑わざるに緣り、多く奸人に賣弄せらる。今患害を致す所は、朕は思うに亦た它無し、其の失は反って誠を推すに在り。又た、諫官事を論じる、能く慎密なる少なく、例して自ら矜衡し、過ちを朕に歸し以て自ら名を取る。朕は即位より以來、奏對して事を論ずる者は甚だ多きを見る、大

抵皆な是れ雷同し、道聽塗説(道路に聞けば伝えて之を説く)し、試みに質問を加えれば、遽に即ち辭窮す。若し奇才異能在る有れば、朕は豈に拔擢を惜しまんや？朕は従前已來の事を見るに、只だ此くの如し、近來多く取次(無暗に、無造作に)に人に對せざる所以なり、亦た接納を倦むに非ず。卿は宜しく深く此の意を悉くすべし。」

賛は以えらく人君は下に臨むには、當に誠信を以て本と為すべし。諫める者は辭情鄙拙なりと雖も、亦た當に優容し(13-124p)以て言路を開くべし、若し之を震おどすに威を以てし、之を折るに辯を以てし、則ち臣下に何ぞ敢えて言を盡くさんや、乃ち復た上疏し、其の略に曰く、

「天子之道は、天と方を同じくす、天は地に惡木有るを以て而して發生を廢せず、天子は時に小人有るを以て而して聽納を廢せず。」

又た曰く、

「唯だ信と誠と、失有れば補う無し(人君の為す所、誠信に失有るときは、治道に補無きを言う。一本及び全唐文には、唯だ信と誠とは、補有り失無し、に作る。文理明順なり)。一も誠ならざれば則ち心之を保つ莫し、一も信ならざれば則ち言之行う莫し。陛下は所謂誠信に失し以て患害を致す者、臣は竊に斯の言を以て過ちと為す矣。」

又た曰く、

「之を馭するに智を以てすれば則ち人詐り、之に示すに疑いを以てすれば則ち人偷む。上は之を行えば則ち下之に従い、上は之を施せば則ち下之に報いる。若し誠己に盡くさず而して盡くすを人に望めば、衆は必ず怠り而して従わず矣。前に誠ならず而して後に誠なりと曰う、衆必(心×)ず疑(続は怠)い而して信じず矣。是に知る誠信之道は、斯しばら須く而して身を去る可からざるを。願わくは陛下は慎み守り而して之を行ふこと加える有り、恐らくは以て悔いと為す所の者に非ざる也！」

又ち曰く、

「臣は聞く仲虺は成湯を讃揚す(書の仲虺之誥に曰く、惟れ王、過を改めるに吝ならずと)、其の過ち無きを稱せず而して其の過ちを改めるを稱す。吉甫は周宣を歌誦し、其の闕無きを美とせず而して其の闕を補うを美とす。(詩の丞民に曰く、衰職闕ける有れば、惟れ仲山甫之を補うと。尹吉甫は宣王の賢に任じ能を使うを美とする所以なり)是れ則ち聖賢之意は較然として著明に、惟だ過ちを改めるを以て能と為し、過ち無きを以て貴しと為さず。蓋し為(全唐文には謂、文理亦順なり)うに人之己を行ふや、必ず過差有り、上智下愚、俱に免かれざる所、智者は過ちを改めて而して善に遷り、愚者は過ちを恥じ而して非を遂ぐ。善に遷れば則ち其の徳は日々に新たに、非を遂げれば則ち其の惡は彌々積む。」

又た曰く、

「諫官は密ならず自ら矜るは、信まことに忠厚に非ざれども、其の聖徳に於いて固より亦た虧ける無し。陛下が若し諫めを納れて違わざれば、則ち之を伝えるは適々美を増すに足らん。陛下が若し諫めに違いて納れざれば、又た安んぞ能く之を禁じて伝える勿れ！」

又た曰く、

「侈言は驗無し必ずしも用いず(徳宗の裴延齡を信ずるは侈言を以てなり)、質言は理に當たる必ずしも違わず(徳宗の柳渾を罷めるは質言を以てなり)。辭拙く而して效速かなる者は必ずしも愚ならず(蕭復が鳳翔に幸するを諫めるが如き、是なり)、言甘く而して利重き者は必ずしも智ならず(趙贊・竇滂の苛征重斂是なり)。是れ皆な之を考がえるに實を以てし、之を慮るに終わりを以てし、其の用它無く、唯だ善の在る所のみ。」

又た曰く、

「陛下の所謂『比奏對して事を論じるを見るに皆な是れ雷同し道聽塗説すと者』。臣は竊に以うに衆多之

議は、人情を見るに足り、必ず行ふ可き有り、亦た畏る可き有り、恐らくは一概に輕侮し而して之を省納する莫かる宜からざる也。**陛下**は又た謂う『試みに質問を加えれば、即便ち辭窮す』と者、臣は但だ以うに**陛下**は其の辭を窮すと雖も而して未だ其の理を窮せず、能く其の口を服し而して未だ其の心を服せず。」又た曰く、

「下為る者は**(13-125p)** 忠を願わざるは莫く、上為る者は理を求めざるは莫し。然るに下は毎に上之理めざるに苦しみ、上は毎に下之不忠なるを苦しむ。是の若き者は何ぞや？兩情は通ぜざるが故也。下之情は上に達するを願わざるは莫く、上之情は下に知られるを求めざるは莫し、然るに下は恆に上之達し難きに苦しみ、上は恆に下之知り難きに苦しむ。是くの若き者は何ぞや？九弊去らざるが故也。所謂九弊と者、上は其の六有り而して下に其の三有り。人に勝つを好み、過ちを聞くを恥じ、辯給を^は駢せ、聰明を眩し、威嚴を厲しくし、強愎を恣にす、此の六つの者は、君上之弊也。諂諛、顧望、畏懼^{いだん}(畏れ)、此の三者は、臣下之弊也。上は勝つを好めば必ず佞辭に甘んじ、上は過ちを恥じれば必ず直諫を忌み、是くの如くなれば則ち下之諂諛する者は旨に順い而して忠實之語聞こえず矣。上は辯を駢じれば必ず剿說(人の言未だ竟らざるに、其の説を勸説して、己の説を伸ぶるなり)し而して人を折るに言を以てす、上は明を眩ずれば必ず臆度し而して人を^{はか}虞るに詐りを以てし、是くの如く則ち下之顧望する者は自ら便とし而して切磨之辭盡くされず矣。上は威を厲しくすれば必ず情を降して以て物に接する能わず、上は恣愎なれば必ず咎を引きて以て規を受ける能わず、是くの如く則ち下之畏懼する者は辜を避け而して情理之説申べられず矣。夫れ區域之廣大なる、生靈之衆多く、宮闕之重深なる、高卑之限隔するを以て、黎獻(衆賢)より而して上、**至尊**之光景を睹るを獲る者は、億兆を逾え而も一も無し焉。睹るを獲る之中に就きて言議に接するを得る者は、又た千萬にして一ならず。幸いに而して接するを得る者は、猶ほ九弊の其の間に居る有り、則ち上下之情通じる所^{すく}鮮なし矣。上の情下に通ぜざれば則ち人は惑う、下の情は上に通じざれば則ち君疑う。疑えば則ち其の誠を納れざれば、惑えば則ち其の令に従わず。誠に而も納れられざれば則ち之に應ずるに悖を以てす、令し而して従はれざれば則ち之に加えるに刑を以てす。下悖り上刑せば、敗れず何をか待たん！是れ亂多く理少なから使む、古より以て然り。」

又た曰く、

「昔**趙武**(晋の趙文子、名は武、其の言呐呐然として、其の口を出でざるが如し。晋の正卿と為り、晋国、以て強く、諸侯叛かず)は呐呐とし而して晋の賢臣と為り、**絳侯**(漢の武帝紀にあり)は木訥(質樸遲鈍)とし而して漢の元輔と為る。然らば則ち口給の者は事或は信に非ず、辭屈する者は理或は未だ窮せず。人之知り難きは、**堯**、**舜**の病む所(書經に皋陶曰く、人を知るに在り、民を安んずるに在りと。禹曰く、吁は惟れ帝も其れ之を難しとせりと)、**胡**ぞ一洲(統は一洲、一言の答え)一詰を以て而して其の能を盡くすと謂う可けん哉！此を以て天下之情を察するに、固より多く實を失わん、此を以て天下之士を輕んじれば、必ず遺才有り。」

又た曰く、

「諫める者多ければ、(胡三省曰く、諫を納れるの美を極言し、以て其の君上を誘掖するなりと)我之能く好むを表わす。諫める者直ならば、我之能く容れるを示す。諫める者之狂誣なるは、我之能く恕むを明らかにす。諫める者之漏洩するは、我之能く従うを彰かにす。斯に於いて一有り、皆な盛徳と為る。(統は欠如)是れ則ち人君之諫める者と交々相い益する之道也。諫める者は爵賞之利有り**(13-126p)**、君も亦た理安之利有り。諫める者は獻替(善をすすめ、悪を廢すること。君主を補佐するにいう)之名を得、君も亦た採納(取り上げ用いる)之名を得る。然れども猶ほ諫める者は中を失う有れども而も君は美ならざる無し、唯だ讜言(直言、善言)之切ならざる、天下之聞かざるを恐れ、此くの如く則ち諫めを納るる之徳光なり矣。」

上は頗る其の言を採用す。

■[李懷光は盧杞等の罪惡を暴揚]李懷光は兵を頓めて進まず、數々上表して盧杞等の罪惡を暴揚す。衆論は喧騰し、亦た杞等を咎める。上は已むを得ず、十二月、壬戌(58)、杞を貶して新州(新興県に治す)司馬と為し、白志貞を恩州(漢の合浦郡の地に属す)司馬と為し、趙贊を播州(現・貴州省遵義市播州区)司馬と為す。宦者の翟文秀は、上の信任する所也、懷光も又た其の罪を言い、上も亦た為に之を殺す。

■[陸贄を考功郎中]乙丑(1)、翰林學士、祠部員外郎(祠部は禮部に属し、祠祭を掌る。考功は吏部に属し、文武官の功過を考法を掌る。官職を以て之を言うときは、祠部は考功職方に比して清要と為す。郎中は正五品上、員外郎は従六品上)の陸贄を以て考功郎中と為し、金部員外郎の吳通微を職方郎中と為す。贄は上奏し、辭して以わく、

「初め奉天に到れる、扈從の將吏例して兩階を加える、今翰林は獨り官を遷される。夫れ罰を行うに貴近を先にし而して卑遠を後にすれば、則ち令は犯されず。賞を行うには卑遠を先にし而して貴近を後にすれば、則ち功遺されず。望むらくは先ず大勞を録にし、次に群品に遍からんことを、則ち臣も亦た敢えて獨り辭せず。」

上は許さず。

■[田悅の帰趨の迷い]上は奉天に在り、人をして田悅、王武俊、李納に説か使め、其の罪を赦し、厚く賂するに官爵を以てす。悅等は皆な密に款に歸し、而も猶ほ未だ敢えて朱滔に絶たず、各々王を稱すること故の如し。滔は其の虎牙將軍(朱滔等、漢官に倣いて虎牙將軍を置く)の王郢をして悅に説きて曰く、

「日者に八郎(田悅は第八。圍みを解くこと 227 卷三年にあり)は急有り、滔は趙王と敢えて其の死を愛まず、力を竭して赴き救い、幸いに而して圍みを解く。今太尉は三兄(朱泚は第三)命を關中に受け、滔は回紇と共に往きて之を助けんと欲し、願わくは八郎は兵を治め、滔と渡河し共に大梁を取らんとす。」

悅は心に行くを欲せず而も未だ滔を絶つに忍びず、乃ち之を許す。滔は復た其の内史舍人(猶ほ天朝の中書舍人の如し)の李琯を遣わして悅を見、其の可否を審かにせしむ、悅は猶豫して決せず、密に扈嶠等を召して之を議す。司武侍郎(猶ほ天朝の兵部侍郎の如し)の許士則は曰く、

「朱滔は昔李懷仙に事えて牙將と為り、兄の泚及び朱希彩と共に懷仙を殺し(224 卷代宗の大暦三年にあり)而して希彩を立てる。希彩が以て其の兄弟を寵信する所至れり矣、滔は又た判官の李子瑗と希彩を殺し(224 卷大暦七年にあり)而して泚を立てんと謀る。泚は既に帥と為り、滔は乃ち泚に勸めて入朝せしめ(225 卷大暦九年にあり)而して自ら留後と為る、勸めるに忠義を以てすると雖も、實は之が權を奪う也。平生之と謀を同じくし功を共にし李子瑗之徒の如し、(13-127p)負き而して之を殺す者は二十餘人。今又た泚と東西相い應じ、滔をして志を得使めば、泚も亦た容れる所と為さず、況んや同盟を乎！滔が人と為り此くの如し。大王何に従りてか其の肺腑を得て而して之を信ぜん邪！彼は幽陵(幽州)回紇十萬之兵を引いて郊垌(邑外を郊と謂い、野外を林と謂い、林外を垌と謂う)に屯し、大王は出で迎え、則ち擒と成らん矣。彼は大王を囚え、魏國之兵を兼ね、南に向いて渡河し、關中と相い應じ、天下其れ孰か能く之に當たらん！大王は時に於いて之を悔いること及ぶ無からん。大王の計を為すに、若かず陽わに偕に行くを許し而して陰に之が備えを為し、厚く迎勞を加え、至れば則ち托(統は託)するに它故を以てし、將を遣わして兵を分け而して之を随わしめん、此くの如く、大王は外は德に報える之名を失わず而して内は倉猝之憂い無からん矣。」

扈嶠等は皆な以て然りと為す。王武俊は李琯が魏に適くを聞き、其の司刑員外郎(猶ほ天朝の刑部員外郎の如し)の田秀を遣わして馳せて悅を見て曰く、

「武俊は臯に宰相が事に處すること宜しきを失うを以て、禍いの身に及ぶを恐れ、又た八郎重圍に困し

み、故に滔と兵を合わせて之を救う。今天子^{（高祖・太宗・高宗・中宗・睿宗・玄宗・肅宗・代宗より帝に至る凡そ九葉）}は方に隱憂に在り、德を以て我を綏んず、我が曹は何ぞ過ちを悔いて而して之に歸せざるを得ん邪！九葉の天子^{（高祖・太宗・高宗・中宗・睿宗・玄宗・肅宗・代宗より帝に至る凡そ九葉）}を捨てて事えず而して泚及び^{（属は欠如）}滔に事えん乎！且つ泚は未だ帝を稱する之時、滔は我が曹と肩を比べて王と為り^{（事は前卷本年にあり）}、固より已に我が曹を輕んず矣。況んや之をして南のかた汴^{（宣武軍）}、洛^{（東都）}を平らげ、泚と連衡せ使めば、吾が屬は皆な虜と為らん矣！八郎は慎しみて之と俱に南する勿れ、但だ城を閉じて拒み守る。武俊は請う其の隙を伺い、昭義之兵を連ね、撃ち而して之を滅ぼし、八郎と再び河朔を清め、復た節度使と為り、共に天子に事えん、亦た善からず乎！」

悅の意は遂に決し、滔を給いて云う、

「從い行かん、必ず前約の如し。」

丁卯(3)、滔は范陽の歩騎五萬人を將い、私の從者は復た萬餘人、回紇は三千人、河間^{（瀛州は河間県に治す）}を發し而して南し、輜重は首尾四十里。

■[李勉は上表して罪を請う]李希烈は李勉を汴州^{（宣武節度使を以て鎮す、現・河南省開封市祥符区）}に攻め、民を驅りて土木を運び、壘道を築かしめ、以て城を攻める。其の未だ就らざるを忿り、人を並せて之を填め^{（うず）}、之を濕薪と謂う。勉は城守すること累月、外救は至らず、其の衆萬餘人を將いて宋州に奔る。庚午(6)、希烈は大梁を陷る。滑州^{（白馬県に治す）}刺史の李澄は城を以て希烈に降り、希烈は澄を以て尚書令兼永平節度使と為す。勉は上表して罪を請い、上は其の使者に謂って曰く、

「朕すら猶ほ宗廟を守るを失う、勉は宜しく自ら安ずべし。」

之を待つこと初めの如し。

■[李希烈は江淮を席卷]劉洽は其の將の高翼を遣わして精兵五千を將いて襄邑^{（汴州の東南 170 里）}を保せしむ、希烈は攻めて之を抜き、翼は水に赴きて死す。希烈は勝ちに乗りて寧陵^{（宋州の西 45 里に寧陵県）}を攻め、江、淮は大いに震える。陳少游は參謀の溫述を遣わして款を希烈に送りて曰く、

「濠、壽、舒、廬^{（四州の地は淮蔡の東南にあり）}、已に備えを弛^{（馳×）}め令め、戈を韜み甲を巻き、伏して指麾を俟つ。」

又た巡官の趙誵を遣わして(13-128p)李納に鄆州に結ぶ。

■中書侍郎、同平章事の關播は罷めて刑部尚書と為す。

■給事中の孔巢父を以て淄青宣慰使と為し、國子祭酒の董晉を河北宣慰使と為す。

■[陸贄の上奏]陸贄は上に言つて曰く、

「今盜は天下に遍く、輿駕播遷す、陛下は宜しく痛く自ら過ちを引き以て人心を感ぜしむ。昔成湯^{（左傳に、威文仲曰く、禹湯は己を罪し、其の興るや勃焉たりと）}は己を罪するを以て勃興し、楚昭^{（楚の昭王は呉の闔閭の禍に遭ういて出亡す。父老は之を送る。王曰く、父老反れ、何ぞ君無きを患えんやと。父老曰く、君有ること是の如く、其れ賢なりと。相興に之に従い、或は奔走して秦に赴きて号哭して救いを請う。秦人は之を憐み、之が為に兵を出す。二国は力を併せ、遂に呉の師を走らし、昭王は國に服せり）}は善言を以て國を復せり。陛下は誠に能く過ちを改めるにか吝^{（やぶさ）}かならず、言を以て天下に謝^{（射×）}し、書詔をして避忌する所無^{（開×）}から使めば、臣は愚陋と雖も、以て仰ぎて聖情に副う可し、庶わくは反側之徒をして心を革^{（あらた）}め化に向かわ令めん。」

上は之を然りとし、故に奉天にて下す所の書詔は、驕將悍卒と雖も之を聞けば、感激して涕を揮わざる無し。

■[尊号の追加は不可]術者は上言す、

「國家の厄運は、宜しく變更する有りて以て時數に應ずべし。」

群臣は更に尊號一二字を加えるを請う(尊号を上ること、開元五年に始まる)。上は以て陸贄に問う、贄は上奏し、以て不可と為し、其の略に曰く、

「尊號之興こるは、本は古制に非ず。安泰之日に行うは、已に謙沖を累^{わづら}わす、喪亂之時に襲うは乎、尤も事體を傷う。」

又た曰く、

「**嬴秦**は德衰え(七卷秦の始皇帝二十六年)、皇と帝を兼ね、始めて之を總稱す。流れて後代に及び、昏僻之君は、乃ち**聖劉**(34 卷漢の哀帝建平二年にあり)、**天元**(173 卷陳の宣帝太建十一年にあり)之號有り。是に知る人主の輕重は、名稱に在らざるを。之を損するは謙光にして古を稽^{かんが}える之善有り、之を崇ぶは能に矜り諂を納れる之譏りを獲。」

又た曰く、

「必ず也俯して術數を稽^{かんが}え、須く變更する有れば、與に其の美稱を増し而して人の心を失わんよりは、舊號を黜けて以て天戒を祗^{つつし}むに若かず。」

上は其の言を納れ、但だ年號を改める(明年の号を改めて興元と為す)而して已む。上は又た中書の撰する所の赦文を以て贄に示し、贄は上言し、以為く、

「人を動かすに言を以てするは、感じる所已に淺し、言は又た切ならざれば、人は誰か肯えて懷^{なつ}かん！今茲德音は、過を悔いる之意は深からずを得ず、咎を引く之辭は盡くさざるを得ず、疵垢を洗刷し、鬱^{ふさ}埋^も(鬱屈して通じざるなり)を宣暢し、人人をして各々欲する所を得使めば、則ち何ぞ従わざる者有らん乎！應に須く事條を改革す、謹んで別狀に具して同じく進む。此を捨てる之外は、尚ほ虞る所有り。竊に以うに過ちを知るは難きに非ず、過ちを改めるに難しと為す。善を言うは難きに非ず、善を行う難しと為す。假い赦文をして至精なら使む、過ちを知り善を言うに止まる、猶ほ願わくは聖慮更に難き所を思わんことを。」上は之を然りとす。(13-129p)

德宗神武聖文皇帝四興元元年（甲子，784年）

■[德宗の恩赦・改元の詔の効果]春，正月，癸酉(9)朔，天下に赦し，改元す。制して曰く、

「理を致し化を興こすは、必ず誠を推し、己を忘れ人を濟^{すく}い、過ちを改めるに吝^{やぶさ}かならずに在り。朕は嗣^{つぎ}ぎて丕構(大屋を立てること。天子の位をいう。書經大誥に曰く、若の考、室を作り、既に法を底せるに厥子乃ち敢えて堂せず、矧んや敢えて構せんやと。丕構の語は此れに本づく)を服(全唐文には服を守に作る)し、君は萬邦に臨み、宗祧(宗は百世毀らざるの廟、祧は遠廟)を守ることを失い、越えて草莽に在り。德に率^{しな}うを念わず、誠に既往を追う莫し。永く言に咎を思い、將來に復する有るを期す。明らかに其の義を征し(征は徴、証。掩覆する所無きをいう)、以て天下に示す。

「小子は德嗣がざるを懼れ(己の德、先業を嗣承する能わざらんことを懼れる)、敢えて怠荒する罔し、然れども深宮之中に長じ、經國之務めに暗きを以て、積習溺れ易く、安きに居りて危きを忘れ、稼穡之艱難を知らず、征戍之勞苦を恤^{あわれ}まず、澤は下に究める靡く、情は未だ上に通じず、事は既に擁隔し、人は疑阻を懷く。猶ほ己を省みるに昧^{くら}く、遂に用って戎を興こす、師を四方に征し、餉を千里に轉じ、車を賦し馬を籍し、遠近は騷然として、行繼居送し、衆庶勞止し、或は一日屢々鋒刃を交え、或は連年甲冑を解がず。祀奠之(乏×)主は、室家依る靡く、死生流離し、怨氣凝結し、力役息まず、田萊(茨棘の除かざるなり、休耕田)は多く荒れる。暴令は誅求よりも峻に、疲氓は杼軸(織機)に空しく、溝壑(溝とドブ)に轉死し、鄉閭(衆聚の居所)を離去

し、邑裡は丘墟となり、人煙は斷絶す。天は上に譴(責)めれども而して朕は寤らず、人は下に怨まれども而して朕は知らず、亂階を馴致し、變は都邑に興り、萬品は序を失い、九廟は震驚す、上は祖宗を累わし、下は蒸庶(民衆)に負く、痛心覲貌(恥じる容貌)、罪は實に予に在り、永く言に愧悼(死を悲しみ嘆く気持ち)し、泉谷(唐は高祖の諱を避けて淵を改めて泉と為す)に墜ちるが若し。自今中外の上る所の書奏は、更に『聖神文武』(建中元年に群臣は尊号を上りて聖神文武皇帝と曰う。226 卷にあり)之號を言うを得ず。

「李希烈、田悅、王武俊、李納等は、鹹な勳舊なるを以て、各々籓維を守る、朕(聯×)は撫馭すること方に乖き、其の疑懼するを致す。皆な上は其の道を失うに由り而して下は其の災いに罹り、朕は實に君たらず、人は則ち何の罪あらん！宜しく管する所の將吏等を並せて一切之を待つこと初めの如し。

「朱滔は朱泚に緣りて連坐すると雖も、路は遠く必ず謀を同じくせず、其の舊勳を念うに、務めは弘貸(大に其の罪過を寛恕する也)に在り、如し能く順を效せば、亦た與に惟れ新たにせん。

「朱泚は天常(天理の常道。君臣上下は天秩有典の常なり)を反易し、名器を盜竊し、陵寢を暴犯し、言うに忍びざる所、罪を祖宗に獲え、朕は敢えて赦さず。其の脅從する將吏百姓等は、但だ官軍未だ京城に到らざる以前、逆を去り順を效し並びに散じて本道、本軍に歸る者は、並びに赦例に従う。

「諸軍、諸道は奉天に應赴し及び進みて京城を収める將士は、並びて名を奉天定難功臣を賜う。其の加える所の墊陌錢(趙贊の行う所の除錢)、稅間架、竹、木、茶、漆、榷鐵之類は、悉く宜しく停罷すべし。」
赦は下り、四方の人心は大いに悦ぶ。上が長安に還るの明年(貞元元年)に及び、李抱真是入朝して上の為に言う、(13-130p)、

「山東は赦書を宣佈し、士卒は皆な感泣す、臣人情の此くの如きを見、賊の平げるに足らざるを知る也！」

【朱泚の漢、李希烈の大楚】

■兵部員外郎(唐には二人あり、一人は貢舉雜請を掌り、一任派南曹を判す)の李充に命じて恆冀宣慰使と為す。

■[朱泚は国号を漢]朱泚は更に國號(初め僭號して秦とす)を漢と曰い、自ら漢元天皇と稱(統は號)し、改元して天皇とす。

■[李希烈は国号を大楚として皇帝僭称]王武俊、田悅、李納は赦令を見、皆な王號を去り、上表して謝罪す。惟だ李希烈のみ自ら兵強く財富めるを恃み、遂に帝を稱せんと謀り、人を遣わして儀を顏真卿に問い、真卿は曰く、

「老夫は嘗て禮官と為り、記する所は惟だ諸侯の天子に朝する禮耳！」

希烈は遂に皇帝に即位し、國號を大楚とし、改元して武成とす。百官を置き、其の黨の鄭賁を以て侍中と為し、孫廣を中書令と為し、李緩、李元平を同平章事とす。汴州を以て大梁府(在梁府×)と為し、其の境內を分けて四節度と為す。希烈は其の將の辛景臻を遣わして顏真卿に謂って曰く、

「節を屈する能わず、當に自ら焚くべし！」

其の庭に薪を積み油を灌ぐ。真卿は趨りて火に赴き、景臻は遽に之を止める。

■[張建封は希烈側の陳少游を圧迫]希烈は又た其の將の楊峰を遣わして赦を繼し陳少游及び壽州(壽春県に治す、現・安徽省淮南市寿县)刺史の張建封に賜う。建封は峰を執え軍に徇え、市に腰斬し、少游は之を聞きて駭き懼る。建封は具に少游が希烈と交通する之狀を以て聞し、上は悦び、建封を以て濠、壽、廬三州都團練使と為す。希烈は乃ち其の將の杜少誠を以て淮南節度使と為し、歩騎萬餘人を將いて先ず壽州を取り、後江都に之か使め、建封は其の將の賀蘭元均、邵怡を遣わして霍丘(漢の廬江松滋県の地。隋の開皇十六年に霍丘県を置く。唐は壽州に属す。州の東 120 里に在り。安徽省淮泗道霍丘県、現・六安市霍邱県)の秋柵を守らしむ。少誠は竟に過ぎ

る能わず、遂に南に蕲、黄を寇し、江路を斷たんと欲し、時に上は**包佶**に命じて自ら江、淮の財賦を督して、江を溯りて行在に詣る。蕲口(蕲水の源は蕲春県の北大浮山の南に出で、其の県西を過ぎて西し、また南して蕲口に至りて江に入る)に至り、遇々**少誠**は入寇す。曹王の**皋**は蕲州刺史の**伊慎**を遣わして兵七千を將いて之を拒ましめ、永安戍(董州黄冈健の界に在り。梁は永安郡を置き、後に廢して戍と為す)に戦い、大いに之を破り、**少誠**は身を脱して走り、斬首すること萬級、**包佶**は乃ち前むを得る。後に**佶**は入朝し、具に**陳少游**が財賦を奪う事(前年にあり)を奏す。**少游**は懼れ、厚く所部に斂し以て之を償う。**李希烈**は夏口は上流の要地なるを以て、其の驍將の**董侍**をして死士七千人を募りて鄂州を襲わしめ、刺史の**李兼**は旗を偃せ鼓を臥せ閉門して以て之を待つ。**侍**は屋材を撤して以て門を焚き、**兼**は士卒を帥いて出で戦い、大いに之を破る。上は**兼**を以て鄂(夏口に治し、江漢の会に當、現・湖北省鄂州市)、**岳**(現・湖南省岳陽市華容県)、**沔都**團練使と為す。是に於いて**希烈**は東は曹王の**皋**を畏れ、西は**李兼**を畏れ、敢えて復た江、淮を窺う之志有らず矣。

■[**田悅は朱滔を受け入れず**] **朱滔**は兵を引いて趙の境に入り、**王武俊**は大いに犒享を具える。魏境に入り、**田悅**は供奉倍々豊かなり、使者は迎候し、道に相い望む。丁丑(13)、(13-131p) **滔**は永濟(本は漢の貝丘県の地、隋已後、臨清県の地と為す。大曆七年に田承嗣は奏して臨清を分けて永濟県を置く、貝州に属す、現・河北省邢台市清河县)に至り、**王郢**を遣わして**悅**を見、**館陶**(魏州に属す県、州城の東稍北に在り。山東省東臨道館陶県、現・邯鄲市館陶県)に會し、偕に行きて渡河せんことを約さしむ。**悅**は**郢**を見て曰く、

「**悅**は固より五兄に従いて南行するを願い、昨日將に軍を出さんとし、將士は兵を勒し**悅**が出ずるを聽さず、曰く、國兵新たに破れ(先に馬嶺などの破る所と為りしを謂う)、戦守年を逾え(魏州を守りて馬嶺等と相持するをいう)、資儲は竭く矣。今將士は凍餒を免かれず、何を以て全軍遠征せん！大王は日々に自ら撫循するすら、猶ほ安き能わず、若し城邑を捨て而して去り、朝に出でれば、暮に必ず變有り！』**悅**之志は敢えて貳有るに非ざる也、將士は如何せん！已に**孟祐**をして歩騎五千を備え、五兄に従いて芻牧之役に供せ令む。」因りて其の司禮侍郎(猶ほ天朝の禮部侍郎のごとし)の**裴抗**等を遣わして往きて**滔**に謝せしむ。**滔**は之を聞き、大いに怒りて曰く、

「**田悅**は逆賊、曩に重圍に在り(227 卷建中三年にあり)、命は絲發の如し、我をして君に叛き兄を棄て、兵を發して晝夜之を赴か使め、幸いに而して存するを得たり。我に貝州を許せり、我は辭して取らず。我を尊びて天子と為し、我は辭して受けず、今乃ち恩に負き、我を誤りて遠來し、飾辭して出でず！」

即日、**馬寔**を遣わして宗城、經城(貝州に属す、直隸省大名道威県の北、現・邢台市威県)を攻めしめ、**楊榮國**をして冠氏(魏州に属す、州の東北六十里に在り。山東省東臨道冠県の北、現・聊城市冠県)を攻めしめ、皆な之を拔く。又た回紇を縦ちて**館陶**頓の幄帟(三禮圖に、上に在るを帟と曰い、四旁及び上に在るを帷と曰い、上下四旁悉く周るを幄と曰う。又帟は平帳なり)、器皿、車、牛を掠めて以て去る。**悅**は城を閉じて自ら守る。壬午(18)、**滔**は**裴抗**等を遣わして還り、兵を分けて吏を置き平恩(洛州に属す県、山東省東臨道丘県の西、現・河北省邯鄲市邱県)、永濟を守らしむ。

■丙戌(22)、吏部侍郎の**盧翰**を以て兵部侍郎、同平章事と為す。**翰**は、**義僖**(北魏に仕え、靈后が朝に臨む時に當り、徐鄭に附かず)之七世孫也。

■[**朱滔の河北進出**] **朱滔**は兵を引いて北に貝州(現・河北省邢台市清河县)を圍み、水を引いて之に環らし、刺史の**刑曹俊**は城を嬰して拒み守る。范陽及び回紇の兵を縦ちて大いに諸縣を掠め、又た武城(貝州に属す、現・山東省徳州市武城県)を拔き、徳、棣二州に通じ(建中二年に朱滔は徳、棣を據有す)、軍食を給せ使む。**馬寔**を遣わし歩騎五千を將いて冠氏に屯せしめ以て魏州に逼る。

■給事中の**杜黃裳**を以て江淮宣慰副使と為す。

■[行宮の貢獻之物、瓊林大盈庫の榜の撤去]上は行宮の廡下に於いて諸道の貢獻之物を貯え、榜して瓊林大盈庫と曰う。陸贄は以為えらく戰守之功、賞賚未だ行われず而して遽に別庫を私すれば、則ち士卒は怨望し、復た鬥志無からんと、上疏して諫め、其の略に曰く、

「天子は天と徳を同じくし、四海を以て家と為し、何ぞ必ずしも公方(公法)を撓(屈曲)廢し、私貨を崇聚す！至尊を降し而して有司之守に代わり、萬乗を辱めて以て匹夫之藏に效い、法を虧き人を失い、姦を誘い怨(續は慝)を聚め、斯を以て事を制するは、豈に過またず哉！」

又た曰く、

「頃者(13-132p)六師初めて降り(天子の行は必ず六師有り、以て營衛を為す。敢て京師より出でて奉天に居るを指言せず、故に其の辞を微にして、いう)、百物儲える無し、外は兇徒を扞ぎ、内に危堞を防ぎ、晝夜息まず、殆(殆×)ど將に五旬ならんとし、凍餒交々侵し、死傷相枕し、命を畢わり力を同じくし、竟に大艱を夷ぐ。良に陛下が其の身を厚くせず、其の欲を私せず、甘きを絶ちて以て卒伍を同じくし、食を輟めて以て功勞を啖らわすを以てなり。猛制無く而して人攜れざるは、感じる所を懷けば也。厚賞無く而も人怨みざるは、無き所を悉くす也。今者に攻圍は已に解け、衣食は已に豊かにして、而して謠譏(怨み謗るなり)方に興こり、軍情稍阻む、豈に勇夫の恆性は、利を嗜み功に矜るを以てにあらず、其の患難は既に之と憂いを同じくす、而して好樂は之と利を同じくせず、苟くも恬默を異にすれば、能く怨咨する無からんや！」

又た曰く、

「陛下は誠に能く近く重圍之殷憂を想い、平居之專欲を追戒し、凡そ有(在×)らゆる二庫の貨賄は、盡く出して有功に賜わ令め、珍華を獲る毎に、先ず軍賞に給せば、此くの如く、則ち亂必ず靖なり、賊は必ず平らぎ、徐ろに六龍に駕し、都邑に旋復せん、天子之貴きは、豈に當に貧しきを憂えん！是れ乃ち其の小儲を散じて而して其の大儲を成し、其の小寶を損じ而して其の大寶を固める也。」

上は即ち命じて其の榜を去らしむ。

■[宦官非難の蕭復を左遷]蕭復は嘗て上に言つて曰く、

「宦官は艱難より以來、多く監軍と為り、恩を待みて縦横なり。此の屬は但だ應に宮掖之事を掌るべし、宜しく委ねるに兵權國政を以てすべからず。」

上は悦ばず。又た嘗て言う、

「陛下の踐祚之初め、聖徳光被す、楊炎を用い、盧杞が朝政を黷亂するより、以て今日を致せる。陛下は誠に能く睿志を變更すれば、臣は敢えて力を竭くさざらんや？倘し臣をして依阿して苟くも免れ使むるは、臣は實に能わず。」

又た嘗て盧杞と同じく事を奏し、杞は上の旨に順じ、復た正色して曰く、

「盧杞の言は正しからず！」

上は愕然として、退き、左右に謂つて曰く、

「蕭復は朕を輕んず！」

戊子(24)、復に命じて山南東、西、荊湖、淮南、江西、鄂岳、浙江東、西、福建、嶺南等道宣慰、安撫使に充(兼×)てる、實は之を疏んずる也。既に而して劉從一及び朝士は往往にして奏して復を留めんとし、

上は陸贄に謂つて曰く、

「朕は思うに遷幸以來、江、淮遠方、或は傳聞實に過ぎ、重臣を遣わして宣慰せしめんと欲す、宰相及び朝士に謀るに、僉な宜しく然るべしと謂う。今乃ち反覆することはくの如し、朕は之が為に悵悵すること累日。意うに復は行くを悔い、之をして論奏せ使むる邪？卿は蕭復が如何なる人や？其の行くを欲せざ

るは、意趣安くに在るを知らん？」

贄は上奏し、以為く、

「復は痛く自ら修勵し、慕うに清貞を為す、用は周からずと雖も、行くは則ち保つ可し。輕詐此くの如きに至りては、復は必ず為さず。借使復が逗留せんと欲すれば、從一は安んぞ肯えて附會せんや！今言う所の矛盾は、願わくは陛下は明らかに辯詰を加えよ。若し蕭復は請求する所有り、則ち從一何ぞ為に隠くす容けんや！若し從一自ら回互する有れば、則ち蕭復は當に疑いを受けるべからず。陛下は何を憚り而して辯明せず、乃ち直ちに此の悵悵を為す也！夫れ明らかにすれば則ち惑う罔し、辨ずれば則ち冤罔し。惑いは詐りを逆え而も與に明らかにせざるよりは甚だしくは莫し、冤は疑われ而して與に辯ぜざるよりは痛ましきは莫し。(13-133p)是れ情偽をして相い糺^{まじ}り、忠邪をして分かつ靡から使む。茲れ實に上に居り下を御する之要樞なり、惟だ陛下意を留めよ。」

上も亦た竟に復た辯ぜざる也。

■[各反節度使に慰撫工作]辛卯(27)、王武俊を以て恆、冀、深、趙節度使と為し、壬辰(28)、李抱真、張孝忠に並びて同平章事を加える。丙申(32)、田悅に檢校右僕射を加える。山南東道行軍司馬の樊澤を以て本道節度使と為し、前深、趙觀察使の康日知を同州刺史と為し(趙州を以て王武俊に与え、故に康日知を徙す。乾元の初め、同州を以て匡国軍節度使と為す。今又奉誠軍と為す)、奉誠軍節度使、曹州刺史の李納(本は曹州の刺史たり。建中二年に其の父正己卒し、納は自ら軍務を領す。未だ朝命有らず。今方めて命ずるに旌節を以てす。故に先ず其の本職を叙し、而して加えるに新命を以てす)を鄆州刺史、平盧節度使と為す。

■戊戌(34)、劉洽に汴、滑、宋、亳都統副使を加え、都統事に知たらしむ、李勉(既に汴州を守るを失う。劉洽に命じて都統の事を知たらしむ)は悉く其の衆を以て之に授ける。

■辛丑(37)、六軍に各々統軍を置き(これ北門の左右羽林・龍武・神武の六軍なり)、秩は從三品、以て勳臣を寵す。

■吐蕃吐蕃の尚結贊は兵を出して唐を助け京城を收めんと請う。庚子(36)、秘書監の崔漢衡を遣わして吐蕃をして、其の兵を發せ使む。

令和8年7月11日 翻訳開始 10148 文字

令和8年8月2日 翻訳終了 21627 文字